

令和5年算定状況

令和5年4月	病名	件数	日数	令和5年5月	病名	件数	日数
	肺炎				肺炎		
	尿路感染症	9	48		尿路感染症	1	5
	带状疱疹	1	17		带状疱疹		
	蜂窩織炎				蜂窩織炎		
令和5年6月	病名	件数	日数	令和5年7月	病名	件数	日数
	肺炎				肺炎	2	10
	尿路感染症	3	15		尿路感染症	3	9
	带状疱疹	1	5		带状疱疹		
	蜂窩織炎				蜂窩織炎		
令和5年8月	病名	件数	日数	令和5年9月	病名	件数	日数
	肺炎				肺炎		
	尿路感染症	1	6		尿路感染症	1	5
	带状疱疹	1	5		带状疱疹		
	蜂窩織炎				蜂窩織炎		
令和5年10月	病名	件数	日数	令和5年11月	病名	件数	日数
	肺炎	2	10		肺炎		
	尿路感染症	1	5		尿路感染症	3	8
	带状疱疹	1	5		带状疱疹		
	蜂窩織炎				蜂窩織炎		
令和5年12月	病名	件数	日数	令和6年1月	病名	件数	日数
	肺炎				肺炎		
	尿路感染症	5	27		尿路感染症	3	10
	带状疱疹				带状疱疹		
	蜂窩織炎				蜂窩織炎		
令和6年2月	病名	件数	日数	令和6年3月	病名	件数	日数
	肺炎	1	3		肺炎		
	尿路感染症				尿路感染症	3	15
	带状疱疹	1	5		带状疱疹		
	蜂窩織炎				蜂窩織炎		
令和5年累計	病名	件数	日数				
	肺炎	5	23				
	尿路感染症	33	153				
	带状疱疹	5	37				
	蜂力織炎	0	0				

所定疾患施設療養費とは

1. 所定疾患施設療養費(Ⅰ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症

ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)

ニ 蜂窩織炎

4. 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。